

各
〔 都 道 府 県 知 事
政 令 市 市 長
中 核 市 市 長
保 健 所 設 置 市 市 長
特 別 区 区 長 〕 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律等の公布について

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和3年法律第78号。以下「改正法」という。）については、本年2月5日に第204回通常国会に提出され、同年6月11日に可決成立し、本日、公布されました。また、改正法の公布に併せ、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則及び社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第106号。以下「改正省令」という。）が公布されました。改正法及び改正省令は、公布の日から施行されます。

改正法、改正省令の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、貴職におかれては、十分御了知の上、各都道府県におかれては、管内の肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関、がん診療連携拠点病院、県医師会等の関係団体等に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

B型肝炎訴訟については、現在、電話相談窓口（03-3595-2252。平日9時から17時まで。）を設置するとともに、厚生労働省のホームページにおいて、和解の仕組みを分かりやすくお知らせするための「B型肝炎訴訟の手引き」を掲載しているのので、必要に応じてご参照ください。

また、B型肝炎ウイルス検査結果の通知やB型肝炎患者への医療費助成の手続の機会等を捉えてリーフレットをお渡しいただくなど、給付金制度の周知・広報へのご協力をお願いいたします。

記

第1 改正法の趣旨

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、給付金の支給を受けるためには、令和4年1月12日までに提訴する必要があるが、現下の請求状況を踏まえると、未だ提訴に至っていない方が多数存在すると考えられるため、請求期限を延

長するもの。

第2 改正法の概要

1 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限の延長

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限は、令和9年3月31日又は訴えの提起等を同日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日若しくは当該和解若しくは調停が成立した日から起算して1月を経過する日のいずれか遅い日までとすること。（第5条関係）

2 長期借入金の借入れ可能期間の延長

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）の長期借入金について、借入れ可能期間を5年間延長すること。（附則第4条第1項関係）

3 その他

その他所要の改正を行うこと。

4 施行期日

公布の日

第3 改正省令の趣旨

改正省令は、改正法の施行に伴い、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成23年厚生労働省令第144号）及び社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成23年厚生労働省令第146号）について、所要の規定の整備を行うもの。

第4 改正省令の概要

1 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部改正

改正法の施行に伴い、条項の移動に関する所要の規定の整備を行うこと。（改正省令第1条関係）

2 社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正

改正法の施行に伴い、支払基金の長期借入金の償還期限が令和8年度まで延長されことから、支払基金がその予算総則及び付属明細書に記入することとされている長期借入金の借入限度額及び明細についても令和8年度まで記入することとすること。（改正省令第2条関係）

3 施行期日

公布の日